

省エネ改修に伴う固定資産税（家屋）減額申告書

令和 年 月 日

南丹市長 様

納税義務者

住 所	
氏 名 又 は 名 称 (法人の場合は代表者名も記載すること)	
個人番号又は法人番号	
電 話 番 号	

地方税法附則第15条の9第9項又は同条第10項の適用を受けるため、南丹市税条例附則第10条の3第8項の規定により、下記のとおり申告します。

家 屋 の 所 在	南丹市			家屋番号	
種 類 (用 途)		構 造	造 葺 階建		
床 面 積	㎡（うち居住の用に供する部分 ㎡）				
建 築 年 月 日	年 月 日				
登 記 年 月 日	年 月 日				
省 エ ネ 改 修 が 完了した年月日	年 月 日				
省エネ改修に要した費用	①総額 円		②補助金等 円		差引（①－②） 円
申告遅延理由 （本申告書を改修完了 から3カ月以内に提出 できなかった理由） ※該当する方のみ記入					

※添付書類については裏面をご確認ください。

添付書類

- 1 納税義務者の住民票の写し（申告書に個人番号を記載して提出した場合は不要）
- 2 省エネ改修工事に要した費用を証する書類（省エネ改修工事の費用の額が1戸あたり60万円を超えていることが分かる契約書、領収書など）
※国または地方公共団体から補助金を受けている場合は、当該工事費用額から補助金等の額を控除した額が60万円を超えていることが要件となります。
- 3 増改築等工事証明書（省エネ改修工事が行われたことの証明）
- 4 改修工事が行われた箇所を撮影した写真、改修工事の平面図の写し
- 5 省エネ改修工事を行ったことにより長期優良住宅に該当することになった場合は、長期優良住宅であることを証明する書類（「認定通知書」写し）
- 6 改修に伴い、補助金等の交付を受けている場合、補助金等の交付決定通知書の写し

備考

減額申告書には、個人番号（法人の場合は法人番号）の記入が必要となります。提出の際に、個人番号の確認と本人確認を行いますので、番号確認書類と本人確認書類をご持参ください。郵送の場合には写しを同封してください。